

## 名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

### (目的等)

第 1 条 この要綱は、旧基準木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による住宅の倒壊等の被害から災害時に援護を要する高齢者等の生命を守ることを目的とする。

2 前項に規定する補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 耐震シェルター等

地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とし、原則 1 階部分に設置する装置で、国、地方公共団体、公的試験機関等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド

#### (2) 耐震シェルター等設置工事

耐震シェルター等を購入し、住宅に設置する工事をいう。

#### (3) 高齢者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 申請時における年齢が 65 歳以上である者

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 本市の発行する愛護手帳の交付を受けた者

オ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者

カ その他医師の診断等により災害時に援護を要する者と認められる者

(4) 旧基準木造住宅

木造の住宅で、次に掲げる要件をすべて満たす戸建住宅、長屋又は共同住宅をいう。

ア 在来軸組構法及び伝統構法であること。

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は 2 階建て以下のものであること。

エ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の 2 分の 1 未満であること。

(5) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市が実施する無料耐震診断

イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ (財) 名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

(6) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂 (第 3 版) 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ (一財) 日本建築防災協会による「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による評点

(7) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震シェルター等設置工事を実施しようとする者をいう。

(8) 非課税証明書

1 年間課税される所得がなく、市町村民税が課税されていないことを証明する書類をいう。

(9) 非課税世帯

第 3 条に規定する補助対象者の世帯全員が過去 2 年間課税される所得がなく、市町村民税が課税されていない世帯をいう。

(10) 一般世帯

前号に規定する非課税世帯以外の世帯をいう。

(11) 代理受領

申請者と耐震シェルター等設置工事の請負に関する契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象住宅等に居住する高齢者等又は高齢者等と同一の世帯に属する者
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という）は、次の各号のすべてを満たす住宅とする。

- (1) 市内にある旧基準木造住宅であること。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が所有するものを除く。
  - (2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が0.7未満又は得点が60点未満と診断されたものであること。
  - (3) 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱に基づく耐震改修工事の補助金の交付を受けたものでないこと。
  - (4) 他の制度による耐震シェルター等の設置の補助等を受けた住宅でないこと。
  - (5) 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- 2 住宅に複数の住戸が存在する場合、補助金の交付対象は各住戸とし、次の各号のすべてを満たす住戸とする（以下、補助対象住宅と併せて「補助対象住宅等」という。）。
- (1) 市内にある旧基準木造住宅であること。ただし、国、地方公共団体又

はこれらに準ずる者が所有するものを除く。

- (2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が 0.7 未満又は得点が 60 点未満と診断されたものであること。
- (3) 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱に基づく耐震改修工事の補助金の交付決定を受けたものでないこと。
- (4) 他の制度による耐震シェルター等の設置の補助等を受けた住戸でないこと。
- (5) 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた住戸でないこと。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第 5 条 補助金の対象経費及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

補助金の対象経費	補助金の交付額	
耐震シェルター等設置工事に要する経費で次に掲げるもの (1) 耐震シェルター等の購入費 (2) 耐震シェルター等の設置費及び附帯工事費	一般世帯	補助金の対象経費の 1/2 以内かつ 30 万円を限度とする。 (千円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	非課税世帯	補助金の対象経費の 3/4 以内かつ 45 万円を限度とする。 (千円未満の端数は切り捨てるものとする。)

- 2 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第 6 条 申請者は、次条に定める補助金交付の申請の前に、市長に事前相談を行うこととする。

(補助金交付の申請及び決定)

第 7 条 申請者は、耐震シェルター等設置工事の請負に関する契約の締結前かつ工事の着工前に、耐震シェルター等設置補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象住宅等の所有権が確認できる書類（登記事項証明書等）の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のものに限り、複写したものは不可）
- (3) 高齢者等であることが確認できる書類（身体障害者手帳の写し等）
- (4) 申請者と補助対象住宅等の所有者が異なる場合、名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付に係る住宅所有者の同意書（様式第 2 号）
- (5) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (6) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
- (7) 補助対象住宅等の平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したものの）
- (8) 耐震シェルター等の設置予定場所の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 非課税世帯の場合は、前項に掲げる書類に併せて、申請者の世帯全員の過去 2 年分（非課税の証明申請時点において発行可能な最新の年度分とその前年度分に限る。）の非課税証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。）を提出するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定し、耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する交付決定を通知する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(交付申請の内容の変更等)

第 8 条 申請者は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽

微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。)は、あらかじめ耐震シェルター等設置補助金交付変更申請書(様式第4号)に、前条第1項及び第2項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、耐震シェルター等設置補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに耐震シェルター等設置補助金交付申請取下届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(完了実績報告等)

第10条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、耐震シェルター等設置完了実績報告書(様式第7号、以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第12条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
- (2) 耐震シェルター等の設置の完了が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター等設置補助金確定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

(補助金の交付の請求及び交付)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金を請求することができる。

- 2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第13条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震シェルター等設置工事を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震シェルター等設置工事を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、耐震シェルター等設置地位承継届(様式第10号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 申請者は、第1項及び第2項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

- (3) 第10条に定める期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) 第3条第2号に該当しないこととなったとき又は第7条の申請をした当時に第3条第2号に該当していなかったことが判明したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管等)

第15条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項に規定する帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(免責)

第16条 この補助金による耐震シェルター等の設置は、地震発生時の住宅の倒壊から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても本市は、その責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号及び第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号及び第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号及び第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式

要 綱	名 称	様 式
第 7 条	耐震シェルター等設置補助金交付申請書	第 1 号
第 7 条	名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付に係る住宅所有者の同意書	第 2 号
第 7 条	耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書	第 3 号
第 8 条	耐震シェルター等設置補助金交付変更申請書	第 4 号
第 8 条	耐震シェルター等設置補助金交付決定変更通知書	第 5 号
第 9 条	耐震シェルター等設置補助金交付申請取下届	第 6 号
第 10 条	耐震シェルター等設置完了実績報告書	第 7 号
第 11 条	耐震シェルター等設置補助金確定通知書	第 8 号
第 12 条	補助金交付請求書	第 9 号
第 13 条	耐震シェルター等設置地位承継届	第 10 号